

「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例」及び  
「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則」に  
対する意見の募集について

1. 趣旨説明

- (1) 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例以上の禁止区域を、申請内容を協議し審議会を経て市長が同意した場合には建築可となる規制区域へ改正します。
- (2) ラブホテルの定義を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上におけるものとしします。
- (3) 屋外広告物の規制については奈良市屋外広告物等に関する条例にて対応可であるため廃止します。
- (4) 条例の実効性を高めるため、罰則規定を改正します。

この条例改正に市民の皆様のご意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

2. 閲覧できる場所と時間

- (1) 市ホームページ（奈良市トップページ→パブリックコメント→新着情報）
- (2) 建築指導課（市役所 中央棟 3 階）
- (3) 総務課（市役所 北棟 5 階）
- (4) 各出張所（西部、東部、北部）
- (5) 各行政センター（月ヶ瀬、都祁）

※土・日・祝日を除く 8時30分から 17時15分まで

2. 意見募集の期間

令和 5 年 11 月 27 日（月）から 12 月 26 日（火）まで（必着）

4. 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

## 5. 意見の提出方法

標題を「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例」及び「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則」に対する意見としてください。

ご意見と、氏名、住所、電話番号（法人その他団体の場合は法人（団体）名、所在地及び電話番号）及び区分（上記4（1）～（5）のいずれか）を記載して建築指導課へ提出してください。

郵便及び信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参で受け付けます。ご意見の提出様式は問いませんが、日本語での記入に限ります。電子メールで提出される場合はメール本文にご意見を記入してください。別紙の意見提出用紙に記入の上、提出いただいても結構です。なお、電話や窓口での訪問等による口頭でのご意見は受け付けません。

## 6. 意見の取扱い

提出された主な意見の要点を整理したうえで、ご意見に対する市の考え方を公表します。意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。意見を提出された方への個別の回答は行いません。提出された個人情報につきましては、公表いたしません。また、本件以外の他の目的にも使用いたしません。提出された原稿等は返却いたしません。

## 7. 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 都市整備部 建築指導課（中央棟 3 階）

電話 0742-34-4750

ファクシミリ 0742-32-5057

電子メール [kenchikushidou@city.nara.lg.jp](mailto:kenchikushidou@city.nara.lg.jp)